



## お知らせ

### 県議会議員一般選挙への投票をお忘れなく！

4月9日(日)は県議会議員一般選挙の投票日です。皆さんの声を県政に届ける大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

当日都合の悪い方は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。

**投票日** 4月9日(日)  
期日前投票・不在者投票の期間  
4月1日(土)～4月8日(土)

※投票所の場所・時間など、詳しくは市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

Q コンテンツ番号 15273  
県選挙管理委員会  
☎018-860-1145

### 忘れるなグラツときたら津波に警戒

平成23年の「東日本大震災」では、津波により亡くなられた方が14,000人を超え、昭和58年の「日本海中部地震」では、死者104人のうち、津波により亡くなられた方は100人でした。

津波に備え、ハザードマップで浸水域、避難経路、避難場所を確認しておきましょう。

沿岸部で大きい揺れを感じたら、速やかに高台に避難しましょう。

Q 県警察本部警備第二課  
☎018-863-1111



### 「秋田河川メール」を開始します

3月1日から、河川水位や降雨量のメール配信サービスを開始します。

県内274カ所の水位観測局、158カ所の雨量観測局の中から配信を希望する観測局と基準値を事前に登録すると、その基準値に達した場合にメールが届きます。

ぜひご利用ください。

登録はこちら→  
(3月1日以降  
アクセスできます)



※登録や利用は無料です。通信に要する費用(パケット代など)は利用者負担となります。

Q コンテンツ番号 69992  
Q 県河川砂防課  
☎018-860-2514



### 障害者等利用駐車区画の利用証を交付しています

障害や妊娠、けがなどにより歩行が困難な方は、利用証を提示すると、公共施設や商業施設などに設置されている障害者等利用駐車区画を利用できます。

利用証が必要な方は、交付要件や申請方法などを確認の上、県地域・家庭福祉課か最寄りの地域振興局福祉環境部に申請してください。

詳しくは、美の国あきたネットをご確認ください。



Q コンテンツ番号 20880  
Q 県地域・家庭福祉課  
☎018-860-1342



### 養育費の取り決め・確保を支援します

養育費は子どもの健やかな成長のために必要不可欠な費用です。県では、離婚後のひとり親の養育費の取り決め・確保を支援します。

#### ①費用の助成

公正証書作成、養育費請求調停申立、強制執行申立、養育費保証契約の手続きに必要な費用を助成します。

詳しくは、美の国あきたネットをご覧ください。

②申請期限 3月31日(金)

#### ③養育費相談

養育費のお悩みは、一人で抱え込まずに、ご相談ください。弁護士による法律相談(1時間無料、要予約)も利用できます。

【養育費相談窓口】  
秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

☎018-896-1531

(月～金 8:30～17:00)

Q コンテンツ番号 59286

Q 県地域・家庭福祉課  
☎018-860-1344



### 自動車税種別割と自動車の登録について

自動車税種別割は4月1日現在の車検時の登録名義人に課税されるため、自動車の譲渡や解体等を行った場合は、運輸支局で移転登録または抹消登録を行わないと翌年度も元の名義人に課税されます。

年度末は運輸支局が混み合いますので、早めの手続きをお願いします。

③手続先 秋田運輸支局登録ヘルプデスク  
☎050-5540-2012

Q 県税務課

☎018-860-1123



### 新たな仕事へのチャレンジを応援します！

県立技術専門学校では、4月に始まる離職者等対象コースの入校生を募集しています。

| 訓練科名             | 実施施設 | 定員  | 訓練期間 |
|------------------|------|-----|------|
| 建設機械運転科          | 鷹巣校  | 20人 | 6カ月  |
| 木造建築科            |      | 10人 | 1年   |
| 第二種電気工事士等資格取得応援科 | 大曲校  | 10人 | 6カ月  |

募集締め切り 3月16日(木)

③申し込み先 近隣のハローワーク

※施設見学については、各技術専門学校にご相談ください。

Q コンテンツ番号 62313

Q 県雇用労働政策課 ☎018-860-2301



### 新県立体育館に関する意見を募集します！

秋田の元気を創造する新県立体育館の基本計画づくりが始まりました。

県民の声を聴きながら有識者による検討を進めるため、広く意見を募集します。ご意見は、原文のまま検討委員会に提示、公表します。個別の回答は行いません。

詳しくは、美の国あきたネットをご覧ください。

募集期間 8月ごろまで

③提出方法 電子メール

③提出先 sports@pref.akita.lg.jp

Q コンテンツ番号 69987

Q 県スポーツ振興課

☎018-860-1246



### 住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられています。消防庁の調査では、設置により死者数は半減し、損害額は4割減少しています。必ず設置しましょう。

また、いざという時にきちんと作動するよう、定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。

詳しくは、お近くの消防署へお問い合わせください。

Q コンテンツ番号 37276

Q 県総合防災課 ☎018-860-4565



### 自転車を安全に利用しましょう！ ～4月15日は「自転車安全確認の日」～

自転車は車の仲間です。「原則、車道の左側を通行」「歩道を通行できる場合(通行可能な標識がある場合等)は、歩行者優先で車道寄りを徐行」等のルールを守り、定期的に点検・整備を行います。

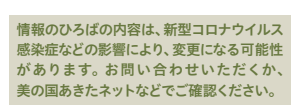
4月1日からは、道路交通法の改正により自転車に乗る人は、ヘルメットを着用するよう、努めなければなりません。事故による死者の多くは頭部の損傷が原因です。被害軽減のために着用しましょう。

また、県自転車条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務になっています。万が一の事故に備え、必ず加入しましょう。

Q コンテンツ番号 58212

Q 県県民生活課 ☎018-860-1523

情報ひろばの内容は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、変更になる可能性があります。お問い合わせいただくか、美の国あきたネットなどでご確認ください。



## 催し

### にかほんじょうはるめぐり スタンプラリー2023

由利本荘市とにかほ市において、春を感じられるスポットを巡るスタンプラリーを開催します。

それぞれの市で2カ所以上、合計4カ所以上のスタンプを集めて応募すると、抽選で地元特産品が当たります。全てのスタンプを集めると、抽選品が豪華になります！奮ってご参加ください！

③実施期間 4月8日(土)～5月21日(日)

③応募締め切り 5月31日(水)

#### スタンプ設置箇所

○由利本荘市 本荘公園、道の駅にしめ(ハーブワールドAKITA)、八塩いこの森、道の駅おおうち

○にかほ市 にかほ市観光拠点センター「にかほっと」、土田牧場、白瀬南極探検隊記念館、フレイト子ども科学館

③応募方法 スタンプ設置箇所に置いてある応募箱に投函するか、はがきの郵送(5月31日(水)消印有効)

Q コンテンツ番号 57205

Q 由利地域振興局(由利地域観光推進機構)  
☎0184-22-5432

### 県立美術館企画展

#### 藤田嗣治が愛したものたち

藤田嗣治は、生涯さまざまなものを収集し、愛着を持って自らの手元に置きました。本展では、それらの収蔵品をモチーフとした作品や、平野政吉に譲渡された中南米の収蔵品などを中心に紹介します。

③日時 1月28日(土)～4月16日(日)  
10:00～18:00(最終入場17:30)  
※3月13日(月)～3月22日(水)は休館

③会場 県立美術館(秋田市)

③料金 一般310円 大学生210円 シニア(70歳以上)280円 高校生以下無料

Q コンテンツ番号 69909

Q 県立美術館 ☎018-853-8686

県教育庁生涯学習課 ☎018-860-5183

## 遺品・生前整理等のお悩みを当社にご相談ください。

家の古い物、昔の物、リサイクル品など、断捨離・引っ越し・解体前などにジャンルを問わず片付け・買い取りします。※買い取りできない物も一部あります。事前に電話でご相談ください。

### 自宅や店舗、蔵や倉庫の不要な物に困っている 時などにお問い合わせください!!

【取扱品目】書画・掛け軸・茶道具・書道具など色々 古道具類全般、着物、書籍、美術品、時計宝飾品、写真機、機械工具、中古車全般、不要になった日用品生活用品全般

## 本荘美術

お申し込み・ご相談は下記電話番号またはホームページからお気軽にお問い合わせください。

TEL.0184-74-9216 秋田県公安委員会 第231140000721号

営業時間  
8時～18時  
【不定休】

秋田県全域  
出張無料査定  
適正買取!!



秋田県由利本荘市石脇字田尻野10-264

TEL.0184-74-9216 秋田県公安委員会 第231140000721号

TEL.0184-74-9216 秋田県公安委員会 第231140000721号

## ハンセン病元患者のご家族へ



### ～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心から詫言し、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。  
○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。  
○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

厚生労働省  
補償金担当窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)



※受付期間: 令和6年(2024年)11月21日まで

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚生労働省 検索

|     |                                                                                           |               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 対象者 | (ア) 配偶者(事実婚も含む)<br>(イ) 親、子<br>(ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等                                       | 補償金額<br>180万円 |
|     | (エ) 兄弟姉妹<br>(オ) 祖父母・孫<br>(カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等<br>(キ) 曾祖父母・ひ孫、おじ、おば、おひい、おひい | 補償金額<br>130万円 |

※同席など一定の要件が必要の場合があります。

広告